

## 訪問リハビリテーション

- ・ 訪問リハビリテーション運営規程
- ・ 個人情報使用同意書
- ・ 訪問リハビリテーション標準契約書
- ・ 訪問リハビリテーション内容説明書
- ・ 訪問リハビリテーション重要事項説明書

備前市国民健康保険市立備前病院

訪問リハビリテーション事業所

事業所所在地:岡山県備前市伊部 2245 番地

TEL : 0869-64-3385

## 備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、備前市（以下「事業者」という。）が開設する備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等という。」）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 岡山県備前市伊部 2245 番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1 名  
事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 理学療法士 1 名以上  
医師の指示又は訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 33 年法律第 178 号)に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 月、火、水、木、金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) キャンセル料は原則としては徴収しないものとする。ただし、利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合をのぞき、当日訪問時でのキャンセルについては、利用料の費用総額を徴収する場合があるものとする。
- (3) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。なお、自動車を使用した場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき20円を徴収する。
- (4) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、備前市、瀬戸内市、和気町の区域とする。

(衛生管理)

第8条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(苦情処理)

第9条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

備前市介護保険係：0869-64-1828

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、備前市国民健康保険市立備前病院院長が定めるものとする

(附則) この規程は、令和5年9月1日から施行する。

# 個人情報の利用目的

備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への訪問リハビリテーションの提供に必要な利用目的】

### 【備前病院訪問リハビリテーション事業所内部での利用目的】

- 当事業所が利用者等に提供する訪問リハビリテーション
- 訪問リハビリテーションの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・利用開始・中止等の管理
  - ・会計・経理・請求業務全般
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の訪問リハビリテーションの向上

### 【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 当事業所が利用者等に提供する訪問リハビリテーションのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の訪問リハビリテーションにあたり、医師等の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 【当施設の内部での利用に係る利用目的】

- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・医療・訪問リハビリテーションや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当事業所において行われる学生の実習への協力
  - ・当事業所において行われる事例研究

### 【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

- 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供

## 【情報開示について】

- 利用者からの求めに応じて、保有個人情報の開示・訂正を行う。

# 個人情報使用同意書

備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所が業務上知り得た、私(利用者)及び家族等の個人情報が必要な場合は、下記によりその情報を用いる事、また必要な情報を収集することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

私(利用者)のための居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、円滑にサービスの提供が行われるよう実施されるサービス担当者会議等、各事業者との連携等を図るため。

### 2 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

令和 年 月 日

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(利用者の家族等)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)

# 訪問リハビリテーション標準契約書

# 訪問リハビリテーション標準契約書

利用者\_\_\_\_\_様(以下「甲」という。)と事業者備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所(以下「乙」という。)とは、訪問リハビリテーションの利用に関して次のとおり契約を結びます。

## 第1条(目的)

- 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の機能の維持回復を図ることを目的として訪問リハビリテーションを提供します。
- 乙は、訪問リハビリテーションの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条(契約期間)

- この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護(支援)認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。
- 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護(支援)認定有効期間の満了日までとします。

## 第3条(運営規程の概要)

乙の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、訪問リハビリテーションの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙訪問リハビリテーション重要事項説明書に記載したとおりです。

## 第4条(訪問リハビリテーション計画の作成・変更)

- 乙は、医師の診療に基づき、甲の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。

- (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合。
- (2) 甲が訪問リハビリテーションの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 乙は、訪問リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを甲、家族又はその後見人に対し説明し、その同意を得るものとします。
7. 訪問リハビリテーションの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問リハビリテーションの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙訪問リハビリテーション内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

#### 第5条(担当の理学療法士)

1. 乙は、甲のため、担当の理学療法士を定め、甲に対して訪問リハビリテーションを提供します。
2. 乙は、運営上等の都合により担当の理学療法士を変更する場合があります。

#### 第6条(訪問リハビリテーションの内容及びその提供)

1. 乙は、担当の理学療法士を派遣し、契約書別紙訪問リハビリテーション内容説明書に記載した内容の訪問リハビリテーションを提供します。
2. 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
3. 乙は、甲の訪問リハビリテーションの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとします。
4. 甲、家族又はその後見人は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 第7条(居宅介護支援事業者等との連携)

乙は、甲に対して訪問リハビリテーションを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第8条(苦情対応)

1. 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問リハビリテーションについて甲、家族又はその後見人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
2. 乙は、甲、家族又はその後見人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはいたしません。

## 第9条(緊急時の対応)

乙は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに甲に病態の急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

## 第10条(利用料等)

1. 乙が提供する訪問リハビリテーションの利用単位毎の利用者負担額及びその他の費用は、別紙訪問リハビリテーション重要事項説明書に記載したとおりです。
2. 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用料を乙に支払います。
3. 乙は、提供する訪問リハビリテーションのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問リハビリテーションを行う場合には、前項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い甲の同意を得なければなりません。
6. 乙は、甲が正当な理由もなく訪問リハビリテーションの利用をキャンセルした場合は、キャンセル料の支払いを求めることができます。
7. 乙は、訪問リハビリテーションの利用単位毎の利用者負担額及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙訪問リハビリテーション内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

## 第11条(利用料等の滞納)

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2ヶ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画(ケアプラン)の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
4. 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーションの提供を拒むことはありません。

## 第12条(秘密保持)

1. 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、家族又はその後見人の秘密を漏らしません。

2. 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲、家族又はその後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲、家族又はその後見人に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

#### 第13条(甲の解除権)

甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

#### 第14条(乙の解除権)

1. 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

#### 第15条(契約の終了)

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 甲が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
2. 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
3. 甲が第13条により契約を解除したとき。
4. 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
5. 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
6. 甲が死亡したとき。

#### 第16条(損害賠償)

1. 乙は、訪問リハビリテーションの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲、家族又はその後見人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項において、事故により甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
3. 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### 第17条(利用者代理人)

1. 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2. 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護業の内容を説明するものとします。

第 18 条(合意管轄)

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、岡山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条(協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証 2 通を作成し、甲乙各署名押印して 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲

住所：

氏名：

印

代理人(選任した場合)

住所：

氏名：

印 続柄( )

事業者乙

住所：岡山県備前市伊部 2245 番地

事業所名：備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所

事業所番号：3371100870

代表者名：備前市長 吉村武司 印

【契約書別紙】

## 訪問リハビリテーション内容説明書

当事業者が、\_\_\_\_\_様に提供するサービスは以下の通りです。

### 1. 訪問リハビリテーション

曜日	月	火	水	木	金
時間帯					

### 2. 担当療法士

\_\_\_\_\_様の担当の療法士は、理学療法士の\_\_\_\_\_です。やむを得ない理由で変更する場合は、事前に連絡いたします。担当の療法士は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求め下さい。

### 3. 利用者負担額

#### (1) 介護保険適用分利用時間(20分)

訪問リハビリテーションの場合

サービス内容	単価	回/20分	1回当たりの利用料
訪問リハビリテーション	3,080円	×1	3,080円
サービス提供体制強化加算(i)	60円	×1	60円
中山間地域等における小規模事業加算	所定単位数×0.1	×1	308円
1回実施あたりの費用総額			① 3,448円
保険適用分			② 3,103円
その他の公費負担分			③ 0円
1回実施当たりの利用者負担額			④ 345円

介護保険適用分の1回実施当たりの利用者負担額は345円となります。

(④=①-②-③) ただし、退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内は週2回以上の訪問リハビリテーションを行う場合、1回につき上記料金に2,000円(自己負担200円)が加算されます。また介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき利用料の費用総額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

予防訪問リハビリテーションの場合

サービス内容	単価	回/20分	1回当たりの利用料
(予)訪問リハビリテーション	2,980円	×1	2,980円
サービス提供体制強化加算(i)	60円	×1	60円
1回実施あたりの費用総額			① 3,040円
保険適用分			② 2,736円
その他の公費負担分			③ 0円
1回実施当たりの利用者負担額			④ 304円

介護保険適用分の1回実施当たりの利用者負担額は304円となります。

(④=①-②-③)ただし、退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内は週2回以上の訪問リハビリテーションを行う場合、1回につき上記料金に2,000円(自己負担200円)が加算されます。また介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき利用料の費用総額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(3)交通費

交通費については実施地域以外の居宅において訪問リハビリテーションを行う時は、実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき20円頂きます。

(4)その他費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者負担となります。

4. キャンセル料

原則としてキャンセル料は頂きません。

ただし、利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合をのぞき、当日訪問時でのキャンセルについては、利用料の費用総額を頂く場合があります。

5. 利用料等のお支払い方法

利用者又は家族が『備前市国民健康保険市立備前病院』に来院された際に、窓口でお支払い下さい。

当院では、利用された翌月の15日には請求書ができておりますので、月末までにお支払ください。窓口でのお支払いが困難な場合は、お振込みでのお支払いも可能です。お振り込みを希望される方は、下記にご記入下さい。

お名前：	(続柄)
ご住所：	
ご連絡先：	

## 訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

### 1 リハビリテーション事業者の概要

名称	備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所
所在地・連絡先	住所：岡山県備前市伊部 2245 番地 連絡先：0869-64-3385 FAX：0869-63-3012
法人種別	備前市
代表者名	市長 吉村武司
管理者名	院長 光岡晋太郎
事業所番号	3371100870

### 2 事業所の特色等

#### (1) 事業の目的

備前市が開設する備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある在宅の高齢者等に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

#### (2) 運営方針

事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅サービス計画（ケアプラン）、訪問リハビリテーション実施計画に沿った理学療法が必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の維持改善を図る。

1. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
2. 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
3. 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者、家族の方に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
4. 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(3) その他

事項	内容
訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師及び理学療法士が、利用者の直面している課題等を評価し、医師の診療及び利用者の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（訪問リハビリテーション実施計画書）に記載して利用者に説明のうえ交付します。
担当者会義	個人情報の取り扱いに十分気をつけ、利用者、家族の方と共に医師の指示のもと、ケアマネジャーのプランに沿い、話し合いを行います。その際の記録を取り、記録を残します。

3 事業所の概要

(1) 事業所の職員体制

- ・管理者 医師 1名

事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ・理学療法士 1名以上

医師の指示又は訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(2) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:15) 常勤で勤務	
理学療法士	正規の勤務時間帯(8:30～17:15) 非常勤で勤務	

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	備前市、瀬戸内市、和気町
---------	--------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・休日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
休日	土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
営業時間	8:30～17:15

#### 4 訪問リハビリテーションの内容

理学療法士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節可動域、筋力の維持・増大、基本的動作訓練、応用的動作訓練等、医師の指示に基づき運動療法を行います。また、自主トレーニング方法の指導、介護者である家族、訪問看護や訪問介護などの他職種に対する情報共有と介護方法の指導、福祉用具や家屋整備などの環境調整等を行います。

#### 5 利用料等

(1) 介護保険給付対象サービスの適用がある場合は、料金表の利用者の負担額となります。利用者の利用契約書別紙訪問リハビリテーション内容説明書に記載します。

##### 【料金表】(20分)

サービス内容	単位	費用総額	利用者負担額	備考
訪問リハビリ	308 単位			
サービス提供体制強化加算(i)	6 単位	3,454 円	345 円又は 690 円	要介護 1~5
中山間地域等における小規模事業加算	所定単位数×10%			
予防訪問リハビリ	298 単位			
サービス提供体制強化加算(i)	6 単位	3,040 円	304 円又は 608 円	要支援 1、2

- ・ 退院・退所日又は、新たに要介護認定を受けた日から 3 ヶ月以内は週 2 回以上の訪問リハビリテーションを行う場合、1 回につき上記料金に 2,000 円（利用者負担額 200 円又は 400 円）が加算されます。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス、また介護保険給付対象外サービスの利用料金は、事業者が別に設定し、費用総額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は 1 ヶ月につき料金表の費用総額をお支払いください。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

#### (2) その他

##### ・ 交通費

3 の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。実施地域以外の居宅において訪問リハビリテーションを行う時は、実施地域を越えた地点から 1 キロメートルにつき 20 円頂きます。

##### ・ その他費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

##### ・ キャンセル料

原則としてキャンセル料は頂きません。

ただし、利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合をのぞき、当日訪問時でのキャンセルについては、利用料の費用総額を頂く場合があります。

### (3) 利用料等のお支払方法

利用者又は家族が『備前市国民健康保険市立備前病院』に来院された際に、1階窓口でお支払い下さい。なお、当院では、利用された翌月の15日には請求書ができておりますので、月末までにお支払ください。窓口でのお支払いが困難な場合は、お振込みでのお支払いも可能です。お振込みを希望される方は、下記にご記入下さい。

お名前：	(続柄)
ご住所：	
ご連絡先：	

※入金確認後、領収書を発行します。

### 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者相談窓口	窓口責任者 備前市国民健康保険市立備前病院 リハビリテーション科 理学療法士 垺和 将司 受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝祭日、年末年始を除く) 電話(0869-64-3385) ご意見箱：備前市国民健康保険市立備前病院 受付  岡山県国民健康保険団体連合会にも窓口がございます。 住所：岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号：086-223-8811 FAX：086-223-9109
-------------	---

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、サービス事業者の指示医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名及び所在地	備前市国民健康保険市立備前病院
	氏名	光岡晋太郎
	電話番号	0869-64-3385

指示医	病院名及び所在地	同上
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先	氏名	(続柄 )
	住所	
	電話番号	

## 8 虐待防止に関する事項

(1)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知徹底
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

備前市介護保険係：0869-64-1828

9 利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者乙

住所：岡山県備前市伊部 2245 番地

事業所名：備前市国民健康保険市立備前病院訪問リハビリテーション事業所

事業所番号：3371100870

代表者名：備前市長 吉村武司 印

説明者

職名 理学療法士

氏名

印

私は、訪問リハビリテーション内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者甲

住所

氏名

印

代理人(選任した場合)

住所

氏名

印

(続柄 )